

令和8年5月25日招集

令和8年第2回

とまち広域消防事務組合議会（臨時会）

とまち広域消防事務組合議会事務局

目 次

議案第 8 号	令和 8 年度とかち広域消防事務組合一般会計補正予算 (第 1 号) -----	1
議案第 9 号	とかち広域消防事務組合職員給与条例の一部改正について ----	10
議案第10号	財産取得について -----	11
議案第11号	財産取得について -----	13
議案第12号	財産取得について -----	15
議案第13号	とかち広域消防事務組合公平委員会委員の選任について -----	17
報告第 1 号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について） ----	18

議案第 8 号

令和 8 年度とかち広域消防事務組合一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度とかち広域消防事務組合の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,939 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,316,352 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 5 月 25 日提出

とかち広域消防事務組合
組合長 上 野 庸 介

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5. 分担金及び負担金		7,191,355	7,024	7,198,379
	5. 分担金	7,191,355	7,024	7,198,379
25. 繰越金		83,720	1,915	85,635
	5. 繰越金	83,720	1,915	85,635
歳 入 合 計		7,307,413	8,939	7,316,352

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10. 総務費		24,184	57	24,241
	5. 総務管理費	24,113	57	24,170
15. 消防費		702,352	1,858	704,210
	5. 消防費	702,352	1,858	704,210
30. 職員費		6,265,491	7,024	6,272,515
	5. 職員給与関係費	6,265,491	7,024	6,272,515
歳 出 合 計		7,307,413	8,939	7,316,352

(説 明)

1. 一般管理費57千円を追加する。
2. 帯広消防署費200千円、音更消防署費1,133千円、広尾消防署費525千円を追加する。
3. 職員給与費7,024千円を追加する。
4. 消防分担金7,024千円を追加する。
5. 繰越金1,915千円を追加する。

款		補正前の額	補正額	計	節		説明
					区	分 金 額	
25 繰越金		83,720	1,915	85,635			
5 繰越金		83,720	1,915	85,635			
5 繰越金		83,720	1,915	85,635	5 前年度繰越金	1,915	

令和8年度 とかち広域消防事務組合一般会計補正予算事項別明細書（第1号）

（歳出）

（単位：千円）

款 項 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
					特 定 財 源	地 方 債	そ の 他	一般財源	区 分	金 額	
10	総務管理費	24,184	57	24,241				57			
	5 総務管理費	24,113	57	24,170				57			
	5 一般管理費	24,002	57	24,059				57	12 委託料	57	庁舎清掃業務委託（消防局庁舎）
15	消防費	702,352	1,858	704,210				1,858			
	5 消防費	702,352	1,858	704,210				1,858			
	15 帯広消防署費	121,671	200	121,871				200	12 委託料	200	庁舎清掃業務委託（消防局庁舎）
	16 音更消防署費	46,762	1,133	47,895				1,133	10 需用費	1,133	庁舎設備修繕料
	26 広尾消防署費	23,795	525	24,320				525	8 旅費	249	消防学校関係旅費
									18 負担金補助及び交付金	276	消防学校入校負担金

令和8年度とかち広域消防事務組合
一般会計補正予算給与費明細書

1. 特別職

補正前に同じ

2. 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (7)人	給与費				合計 (A+B)
		報酬	給料	職員手当	計(A)	
補正後	536	千円 10,491	千円 2,048,402	千円 1,857,834	千円 3,916,727	千円 4,676,409
補正前	536	千円 10,491	千円 2,048,402	千円 1,850,810	千円 3,909,703	千円 4,669,385
比較				千円 7,024	千円 7,024	千円 7,024

※ () は再任用の短時間勤務職、任期付短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数の合計 (外書き)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	期末手当	勤砲手当	寒冷地手当	管理職手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当
	補正後	千円 95,335	千円 93,566	千円 467,493	千円 377,819	千円 64,088	千円 58,602	千円 141,188	千円
	補正前	千円 95,335	千円 93,566	千円 467,493	千円 377,819	千円 64,088	千円 58,602	千円 141,188	
	比較								
	区分	夜間勤務手当	通勤手当	休日勤務手当	地域手当	単身赴任手当	管理職員特別勤務手当	児童手当	退職手当組合負担金
	補正後	千円 2,608	千円 22,027	千円 195,628	千円	千円 720	千円 6,025	千円 81,465	千円 251,270
	補正前	千円 2,608	千円 22,027	千円 195,628		千円 720	千円 6,025	千円 81,465	千円 244,246
	比較								千円 7,024

ア．会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (1) 人	給 料			費 与		合 計 (A+B)
		報 酬 千円	給 料 千円	職 員 手 当 千円	計 (A) 千円	共 済 費 (B) 千円	
補正後	536		2,048,402	1,854,294	3,902,696	758,034	4,660,730
補正前	536		2,048,402	1,847,270	3,895,672	758,034	4,653,706
比 較	()			7,024	7,024		7,024

※ () は再任用の短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員数 (外書き)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	管 理 職 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		95,335	93,566	465,664	376,108	64,088	58,602	141,188	
		95,335	93,566	465,664	376,108	64,088	58,602	141,188	
		比 較							
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	夜 間 勤 務 手 当	通 勤 手 当	休 日 勤 務 手 当	地 域 手 当	単 身 赴 任 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		2,608	22,027	195,628		720	6,025	81,465	251,270
		2,608	22,027	195,628		720	6,025	81,465	244,246
		比 較							7,024

イ．会計年度任用職員

補正前に同じ

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細（会計年度任用職員以外の職員分）

区 分	増 減 額	増減事由別内訳	説 明	備 考
職員手当	7,024	その他の増 減 分	退職手当組合 負担金 7,024	退職手当組合追加負担金の確定による増額

(3) 給料及び職員手当の状況（会計年度任用職員以外の職員分）

ア．職員 1 人当たり給与

補正前に同じ

イ．初 任 給

補正前に同じ

ウ．級別職員数

補正前に同じ

エ．昇 給

補正前に同じ

オ．期末・勤勉手当

補正前に同じ

カ．定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

補正前に同じ

キ．特殊勤務手当

補正前に同じ

ク．その他の手当

補正前に同じ

議案第 9 号

とかち広域消防事務組合職員給与条例の一部改正について
とかち広域消防事務組合職員給与条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 5 月 25 日 提出

とかち広域消防事務組合
組合長 上 野 庸 介

とかち広域消防事務組合職員給与条例の一部を改正する条例
とかち広域消防事務組合職員給与条例（平成30年条例第 1 号）の一部を次のように改正
する。

第32条第 3 項中「100分の126.5」を「100分の126.25」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

職員に支給する期末手当について所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

財産取得について

次のとおり災害対応特殊救急自動車を取得する。

令和8年5月25日提出

とかち広域消防事務組合

組合長 上 野 庸 介

1 物件の表示

物件名	仕 様		台数
災害対応特殊救急自動車（陸別消防署）	型 式	災害対応特殊救急自動車適合シャシ	1 台
	全 幅	1,950ミリメートル以下	
	全 高	2,900ミリメートル以下	
	乗 車 定 員	7 名以上	
	高度救命処置用資器材	気道確保用資器材、ビデオ喉頭鏡、自動体外式除細動器、胸骨圧迫装置一式	

2 取 得 金 額 金55,880,000円

3 取 得 の 方 法 指名競争入札

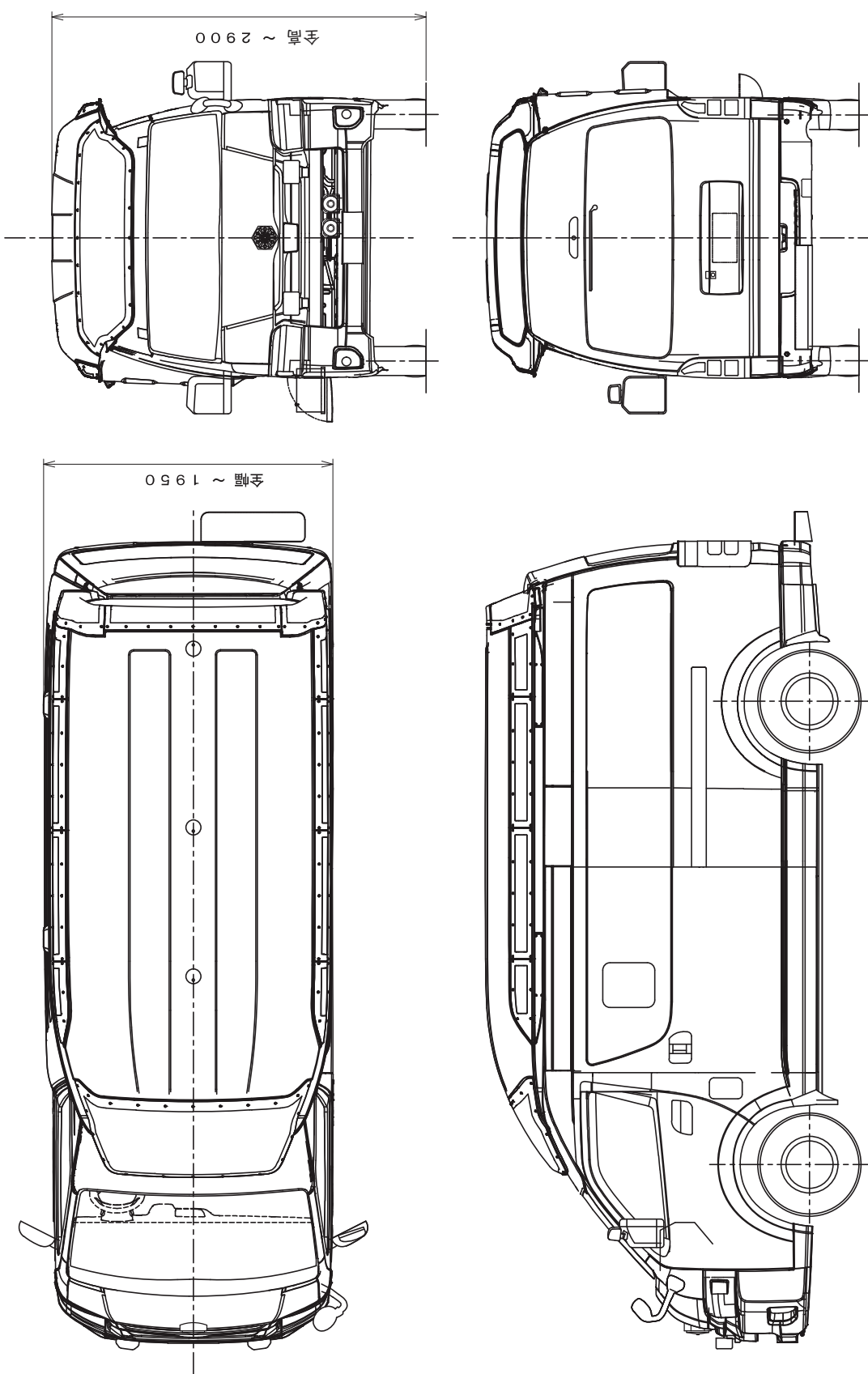
4 取得の相手方 札幌市東区苗穂町13丁目2番17号

株式会社北海道モリタ

代表取締役 岩村 純一

（説 明）

財産取得について、とかち広域消防事務組合運営に関する条例第8条において準用する帯広市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第3条の規定により、議決を経ようとするものである。



陸別消防署
災害対応特殊救急自動車 構想図

財産取得について

次のとおり高規格救急自動車を取得する。

令和8年5月25日提出

とかち広域消防事務組合
組合長 上 野 庸 介

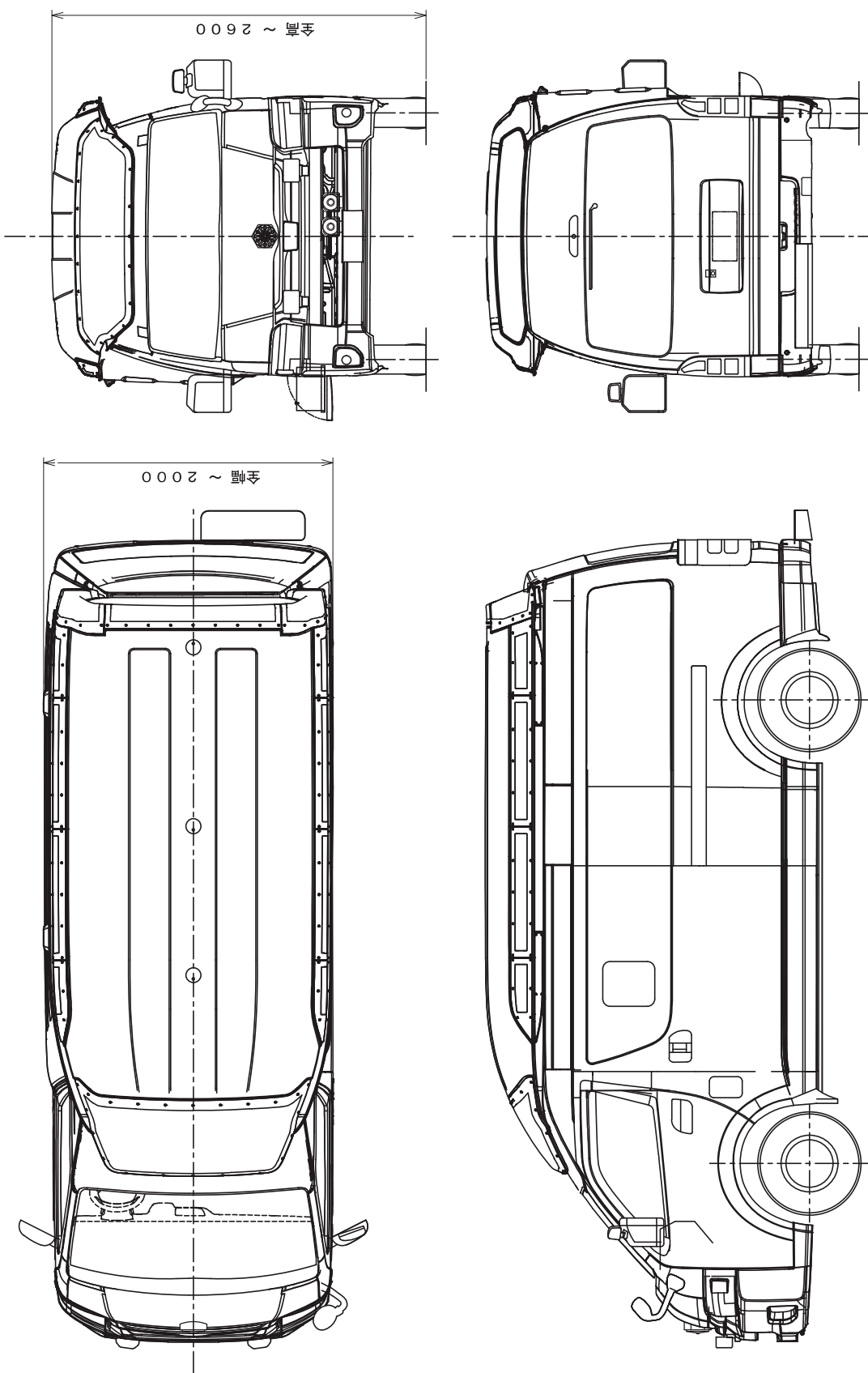
1 物件の表示

物件名	仕 様		台数
高規格救急自動車 (浦幌消防署)	型 式	高規格救急自動車適合シャシ	1 台
	全 幅	2,000ミリメートル以下	
	全 高	2,600ミリメートル以下	
	乗 車 定 員	7 名以上	
	高度救命処置用資器材	気道確保用資器材、ビデオ喉頭鏡、 自動体外式除細動器、胸骨圧迫装 置一式	

- 2 取 得 金 額 金49,060,000円
- 3 取 得 の 方 法 指名競争入札
- 4 取得の相手方 札幌市東区苗穂町13丁目2番17号
株式会社北海道モリタ
代表取締役 岩村 純一

(説 明)

財産取得について、とかち広域消防事務組合運営に関する条例第8条において準用する帯広市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第3条の規定により、議決を経ようとするものである。



浦幌消防署
高規格救急自動車 構想図

財産取得について

次のとおり屈折はしご付消防自動車オーバーホールキットを取得する。

令和8年5月25日提出

とかち広域消防事務組合

組合長 上 野 庸 介

1 物件の表示

物件名	機器名	数
屈折はしご付消防自動車オーバーホールキット (帯広消防署)	塔本体スライドプレート	1 式
	伸縮プーリ A S S Y	1 式
	伸縮ワイヤ	1 式
	伸縮シリンダパッキン類	1 式
	塔部油圧ホース及び配線	1 式
	屈折シリンダパッキン類	1 式
	屈折部高圧ゴムホース	1 式
	伸長検出装置	1 式
	屈折角度検出装置	1 式
	伸縮水路パッキン類	1 式
	バスケット平衡シリンダパッキン類	1 式
	バスケット操作装置配線	1 式
	起伏屈折中心軸ブッシュ	1 式
	塔受ローラ及び上面パッド	1 式
	ブレーキフェーシング・皿バネ	1 式
	基部操作装置部 S W	1 式
	支持フレーム油圧機器及び高圧ゴムホース	1 式
	ジャイロターンテーブル鋼球・シールドパッキン	1 式
	旋回接手パッキン	1 式
	起伏シリンダパッキン類	1 式
	ジャッキ・アウトリガ操作装置 S W ・ ランプ ・ ネーム	1 式
	ジャッキシリンダパッキン・ゴムブーツ取替	1 式
	ジャッキパイロットチェック弁	1 式

	アウトリガシリンダパッキン	1 式
	配線及び高圧ゴムホース・パッド	1 式
	アウトリガ伸長検出装置ポテンシオメーター	1 式
	スプリングロックシリンダパッキン及びフック部ブッシュ	1 式
	オイルタンクリターンフィルタ及びドレンバルブ、オイル	1 式
	可変ピストンポンプシール	1 式
	下回り高圧ゴムホース	1 式
	各近接スイッチ・センサ	1 式
	塔関係配線及びランプ、各スイッチ	1 式

- 2 取得金額 金37,400,000円
- 3 取得の方法 随意契約
- 4 取得の相手方 札幌市中央区北4条西6丁目
北海道市町村備荒資金組合
組合長 原田 裕

(説明)

財産取得について、とかち広域消防事務組合運営に関する条例第8条において準用する帯広市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第3条の規定により、議決を経ようとするものである。

議案第13号

とかち広域消防事務組合公平委員会委員の選任について

とかち広域消防事務組合公平委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

令和8年5月25日提出

とかち広域消防事務組合
組合長 上 野 庸 介

岩 田 明 子

(説 明)

公平委員会委員の選任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により同意を得ようとするものである。

報告第 1 号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

令和 8 年 5 月 25 日 提出

とかち広域消防事務組合
組合長 上 野 庸 介

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 13 日

とかち広域消防事務組合
組合長 米 沢 則 寿

損害賠償の額の決定について

組合は、次により損害を賠償するものとする。

1 理由

令和 7 年 12 月 8 日 午前 9 時 13 分頃、帯広市清流西 3 丁目 8 番地先市道において、災害出動した組合の消防自動車が帰署するため、走行していたところ、凍結路面でタイヤがスリップし、車両前方が縁石及び道路標識に接触し、相手方に物的損害が生じたので、その損害を賠償するものである。

2 損害賠償額

金 318,527 円

3 損害賠償の内容

損害賠償として相手方に支払う額は、縁石等修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとする。

(説 明)

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したので、これを報告するものである。

